

理事会会議資料

(平成30年度第2回)

平成30年9月5日(水)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成30年度第2回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成30年9月5日(水)
午前10時00分～
場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

報告第1号 平成30年度上期(4～7月)事業実施状況及び予算執行状況について

報告第2号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画(社協発展・強化計画)実施
2年次の進捗状況について

議案第1号 ホームヘルプサービス事業の今後のあり方について

議案第2号 福祉車両貸出事業の運営形態変更について

5. 閉 会

報告第1号

平成30年度上期（4～7月）事業実施状況及び予算執行状況について

<提案理由>

平成30年4月から7月の間に実施した各種事業の結果、法人運営の状況、及び収支決算の状況について報告いたします。この報告は、定款第20条第5項に規定する、会長及び常務理事（業務執行理事）の職務状況報告として行うものです。

平成30年9月5日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

事業実施状況報告（平成30年4月～7月）

．地域福祉推進システムの構築

1．コミュニティソーシャルワークの実践（自主事業）

（1）日常生活圏域別担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置（相談対応件数）

（ ）日常生活圏域別相談件数

日常生活圏域別実績		4月	5月	6月	7月	計	特記事項
相談 件数	第 圏域	211	210	239	259	919	居切～溝口
	第 圏域	83	115	79	119	396	奥野谷～太田、柳川
	第 圏域	168	156	182	143	649	土合、矢田部～波崎
	上記以外	15	22	25	25	87	
計		477	503	525	546	2,051	
（前年度）		355	356	386	394	1,491	

（ ）相談内容別件数

前年度：前年4月～7月

相談内容	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
1 緊急生活支援	22	36	32	44	134	51	
2 生活福祉資金	7	8	24	20	59	28	
3 低額診療	2	8	0	0	10	18	
4 自立相談支援	26	30	30	37	123	58	
5 生活相談(他)	3	6	12	8	29	20	
6 日常生活自立支援	71	69	56	80	276	130	
7 成年後見	13	21	31	19	84	41	
8 障害相談	83	79	94	79	335	243	
9 こころの相談	20	8	12	21	61	21	別掲
10 発達相談	5	4	0	0	9	18	
11 ひきこもり	1	2	1	2	6	0	
12 高齢者	52	52	55	33	192	190	
13 貸出事業	1	1	2	0	4	3	
14 福祉教育	3	10	15	41	69	62	
15 ボランティア	34	48	32	31	145	154	別掲
16 ファミリーサポート	91	83	95	90	359	277	
17 ういらかみず	42	37	34	39	152	151	
18 苦情	0	0	0	2	2	0	
19 その他	1	1	0	0	2	26	
計	477	503	525	546	2,051	1,491	
（前年度）	355	356	386	394	1,491		

（2）課題発見機能の充実（地区民生委員との連携）

実施項目	4月	5月	6月	7月	計	特記事項
民協定例会へ参加					4回	社協について説明
同行訪問、情報共有	7	10	10	6	33	緊急生活支援、低額診療等
（前年度）	8	10	13	5	36	

2. 新たなサービスを開発する仕組みづくり(自主事業)

(1) 地域福祉ネットワーク会議の開催、地域福祉推進会議の設置検討

前年度:前年4月～7月

会議の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
ケース会議(社協主催)				1	1	2	
ケース会議(他機関主催)			1	2	3	4	
連携会議(他機関主催)	1	3	1	5	10	9	
市の政策レベルの会議		1	1	2	4	3	
計	1	3	2	10	18	18	
(前年度)	3	3	7	5	18		

(2) 地域ネットワーク勉強会の充実

開催日	内 容	参加者
4月19日	「事例から学ぶ 自閉症スペクトラム障害の理解と支援」	77名
5月29日	「知っておきたい! 障害年金の受給要件と手続き」	37名
6月14日	「子どもの発達段階と発達が気になる子の理解」 【子育てサポーター養成基礎研修と合同開催】	38名
7月23日	「脳血管障害やけが等による《高次脳機能障害》 障害の特性と支援センターの取り組みについて」	30名

3. 専門相談事業

(1) 障害者地域生活支援センターの運営(受託事業。受託金額6,000,000円)

前年度:前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	76	72	86	75	309	280	
障害支援区分認定調査	6	5	5	5	21	27	

(2) こころの相談室 (再掲。自主事業。随時対応)

相談経路	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
電 話	6	3	7	9	25	10	
訪 問	2	0	0	2	4	0	
面 接	9	3	5	8	25	11	
移動相談	2	1	0	1	4	0	波崎東ふれあいセンター
計	19	7	12	20	58	21	
(前年度)	8	7	2	4	21		

(3) ことばと発達の相談室 (自主事業。年間48日開設予定)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	15	12	20	16	63	61	言語聴覚士へ委託
(前年度)	19	11	16	15	61		

(4) 高齢者相談センターの運営 (受託事業。受託予定金額3,308,000円)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	52	52	55	33	192	163	
(前年度)	44	35	45	39	163		

(5) 生活困窮者自立支援事業の運営

(受託事業。受託金額12,102,000円)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数(新規)	9	11	18	12	50	37	
支援プラン作成件数	0	1	1	2	4	3	
支援活動件数	17	14	12	23	66	68	

4. 職員派遣による相談支援・問題解決機能の強化(労働者派遣事業)

- (1) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣(神栖市障がい福祉課) 1名派遣
- (2) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣(神栖市社会福祉課) 1名派遣
- (3) 生活支援コーディネーターの派遣(神栖市地域包括支援課) 1名派遣
- (4) 家庭児童相談専門員の派遣(神栖市子ども福祉課) 1名派遣

. 市民との協働による新たな地域づくり**1. コミュニティ活動の積極的支援****(1) サロン活動立ち上げ支援の積極的展開(自主事業)**

- ・高齢者サロン数(30.07.31時点) 14ヶ所(前年同時期 14ヶ所)
- ・子育てサロン(30.07.31時点) 2ヶ所(前年同時期 2ヶ所)

(2) 災害時を想定した繋がりづくり

- ・防災アリーナ避難所運営マニュアル作成に参画(5月、7月に打合せ)
- ・災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの見直し(実施中。下期完了予定)

(3) 福祉教育出前講座の推進(共同募金配分事業)

開催日	実施団体名(学年)	講座の内容
5月11日	波崎小学校 3年生	車いす、アイマスク体験
6月12日	大野原西小学校 4年生	福祉の講話
6月13日	波崎西小学校 5年生	高齢者疑似体験
6月14日	大野原西小学校 4年生	手話体験
6月14日	やたべ土合小学校 4年生	車いす、アイマスク体験
6月19日	やたべ土合小学校 4年生	高齢者疑似体験
6月20日	波崎西小学校 5年生	車いす、アイマスク体験
6月25日	大野原小学校 6年生	福祉の講話
7月5日	大野原小学校 6年生	高齢者疑似体験
7月6日	大野原小学校 6年生	手話体験
7月11日	大野原西小学校 3年生	高齢者(地域のシニアクラブ)との交流(昔遊び)
7月18日	太田小学校 4年生	高齢者疑似体験

※前年度(4月～7月) : 3校に5回実施

(4) 当事者グループ活動の側面支援(自主活動)

- (i) 介護者の会「わかば」活動支援
- (ii) 「高次脳機能障害を考える会」活動支援

2. 市民参加によるたすけあい活動の推進

(1) 様々な活動主体がつながりあえる仕組みづくり

(i) 交流サロン利用、ボランティア登録（自主事業）

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
交流サロンの利用	179	173	160	150	662	608	会議スペース、録音室等
ボランティア登録	1,474	103	105	35	1,717	1,676	個人、グループ
ボランティア保険加入	992	51	89	34	1,166	1,179	

(ii) ボランティア相談

相談内容	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
1 ボランティア活動	15	13	7	5	40	88	
2 ボランティア依頼	8	15	12	16	51		
3 ボランティア保険		3	4		7	3	
4 福祉活動基金等助成		1			1	0	
5 善意銀行	5	10		6	21	22	
6 災害時対応		2		1	3	0	
7 広報啓発	5	2	1		8	13	
8 ボランティア講座・交流			4	2	6	3	
9 ういるかみす	42	37	34	39	152	151	再掲
10 ファミリーサポートセンター	91	83	95	90	359	277	再掲
11 地区別・目的別サロン	1	2	4	1	8	2	
12 その他					0	23	
計	167	168	161	160	656	582	
(前年度)	153	133	145	151	582		

(2) 各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓

(i) 輝くための男の講座（茨城県ボランティア基金助成事業）

平成30年10月開催予定

(3) 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

(i) 住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営（自主事業）

平成30年7月末時利用会員 35名

協力会員 31名

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
利用件数	50	42	47	68	207	261	
利用時間（1時間700円）	71.0	66.0	73.0	101.0	311.0	395.5	

(ii) ファミリーサポートセンターの運営（受託事業。受託金額 4,122,000円）

平成30年7月末時利用会員 736名

子育てサポーター 239名

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
利用件数	149	129	179	153	610	679	
利用時間（1時間650円）	283.5	226.5	310.0	270.0	1090.0	1195.5	

(4) 高校生の進路アシストカレッジの開催（7年目）（共同募金配分事業）

- ・ 期 間：平成30年7月23日～8月10日（全6日）
- ・ 参加者：20名（高校1年生1名・高校2年生4名・高校3年生15名）
- ・ 内 容：講義及び市内医療機関、福祉施設等での体験実習

(5) 市民活動を応援するための助成（福祉活動基金）

- ・ ボランティアグループ助成（1グループ5万円を限度） 1団体が申請
- ・ 当事者グループ助成（1グループ2万円を限度）
- ・ 活動資機材整備費助成（1グループ5万円を限度）
- ・ ボランティア協力校助成（1校5万円を限度） 15校が申請

(6) 神栖市社協会長顕彰の実施（自主事業）

平成31年2月開催予定

・ 必要とされるサービスの提供と利用支援

1. 法人後見機能の発揮と権利擁護活動の充実（福祉後見サポートセンターかみずの運営）

(1) 法人後見受任、成年後見制度利用支援相談（申立支援）（自主事業）

- ・ 事業受任状況 7月末現5名受任中（後見4名、保佐1名）
- ・ 相談対応、後見人業務

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	1	1	1	0	3	7	新規相談ケース数
受任活動件数	11	19	22	19	71	29	前年同時期：受任3名
専門員活動件数	13	21	31	19	84	46	
ケアカンファレンス	1	1	2	0	4	2	

(2) 成年後見制度法人後見支援業務（受託事業。受託金額370,000円）

- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 成年後見制度普及啓発事業

(3) 日常生活自立支援事業の運営（茨城県社協受託事業。受託金額1,218,000円）

- ・ 事業契約状況 7月末現在契約者19名
- ・ 相談対応、自立支援専門員業務

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	7	1	1	5	14	10	
専門員活動件数	64	61	46	68	239	108	前年同時期：契約15名
ケアカンファレンス	2	2	0	1	5	10	

2. 精神障害者の地域生活支援の充実

(1) 精神保健デイケア事業の運営 (自主事業、市より一部受託。受託金額 3,200,000円)

(i) 神栖地区「青空」(毎週水曜日・木曜日・金曜日) ※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
開催回数	12	12	13	12	49	32	
延べ利用人数	93	99	99	86	377	267	

(ii) 波崎地区「ほのぼの」(毎週火曜日) ※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
開催回数	4	5	4	5	18	33	
延べ利用人数	3	3	4	4	14	19	

3. 知的障害児者・発達障害児支援の充実

(1) 発達障害児支援にかかわる機関間連携の充実

- ・市教育委員会主催 神栖市特別支援教育連携協議会に出席(4月、7月)
- ・県立鹿島特別支援学校主催 各市関係機関との連絡会に出席(6月)
- ・発達障害児療育者研修修了生を対象としたスキルアップ研修(12月実施予定)

(2) 知的障害への理解を深める活動の展開

- ・鹿島特別支援学校PTA波崎支部との情報交換会(6月)
- ・鹿島特別支援学校PTA波崎支部との合同企画「夏の交流会」(7月)

4. 生活福祉活動

※前年度：前年4月～7月

活動の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
生活福祉資金の貸付申請	0	0	0	0	0	0	茨城県社協受託
低額診療制度の申請	1	3	0	0	4	8	自主活動
行旅人支援	0	0	0	0	0	0	自主事業
緊急生活支援事業の実施	5	13	10	10	38	19	自主事業

5. 福祉サービス

(1) 貸出事業の実施

※前年度：前年4月～7月

貸出用備品・資産	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
介護機器	12	16	15	19	62	69	自主事業
福祉車両	6	9	6	10	31	33	自主事業

(2) 一人暮らし高齢者交流事業 (自主事業)

- ・むつみ荘を会場として会食会を実施
 - 6月27日(水) はさき東部・西部地区 29名参加。協力ボランティア2団体、個人2名
 - 6月28日(木) かみす東部・西部地区 39名参加。協力ボランティア2団体
 - 6月29日(金) はさき矢田部・若松地区 45名参加。協力ボランティア2団体、個人2名

(3) 計画相談事業所(障害者総合支援法)の運営 (自主事業。年間収入予算 2,035,000 円)

実施件数	4月	5月	6月	7月	計	介護報酬等	特記事項
サービス計画作成	14	4	4	3	25	400,730	
モニタリング実施	10	3	7	2	22	288,200	
計	24	7	11	5	47	688,930	執行率 33.9%
前年度	22	7	16	11	56	811,860	

(4) ホームヘルプサービスの運営 (自主事業。年間収入予算 7,719,000 円)

提供件数	4月	5月	6月	7月	計	介護報酬等	特記事項
介護保険	86	93	85	84	348	1,208,650	
障害者総合支援	103	109	104	108	424	1,796,043	
軽度生活援助(市受託)	4	3	3	4	14	31,220	
養育支援訪問(市受託)	0	0	0	0	0	0	
計	193	205	192	196	786	3,035,913	執行率 39.3%
前年度	200	218	212	204	834	3,335,101	

(5) デイサービスの運営 (障害者総合支援法。指定管理事業5年目/5年間)

- ・営業日：月曜～土曜（12/31、01/01除く。放課後等デイは特別支援学校休業日のみ）
- ・利用定員：20名（/日。うち放課後等デイは5名まで）（年間収入予算 41,854,000 円）

延べ利用者数	4月	5月	6月	7月	計	介護報酬等	特記事項
生活介護事業	181	195	187	199	762	11,180,506	日平均 7.3人
基準該当放課後等デイ	11	5	9	13	38	241,700	日平均 1.2人
計	192	200	196	212	800	11,422,206	執行率 27.3%
前年度	225	219	210	227	881	12,961,206	

(6) 福祉作業所の運営 (障害者総合支援法。指定管理事業5年目/5年間)

- ・営業日：月曜～金曜（祝日、12/29～01/03除く）
- ・利用定員：30名（/日。生活介護10名、就労継続20人）（年間収入予算 32,305,000 円）

延べ利用者数	4月	5月	6月	7月	計	介護報酬等	特記事項
生活介護事業	159	163	154	170	646	5,249,737	日平均 7.8人
就労継続支援B型	260	261	263	270	1,054	6,354,098	日平均12.7人
計	419	424	417	440	1,700	11,603,835	執行率 35.9%
前年度	441	451	462	419	1,773	12,831,681	

法人運営

1. 会議等の開催

開催日	会議名・内容	出席者
5月22日	監事による監査（監事の現員数2名） ・平成29年度業務執行状況及び財産の状況に関する監査	監事 2名 理事 1名

開催日	会議名・内容	出席者
6月1日	第1回理事会（理事の現員数18名） ・補欠評議員の選任候補者推薦（決議） ・平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認（決議） ・平成30年度定時評議員会の招集（決議） ・神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家にかかる第4期指定管理事業者への応募について（決議）	理事 15名 監事 2名
6月1日	評議員選任委員会（委員現員数5名） ・補欠評議員の選任（2名選任）	委員 5名
6月20日	福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名） ・平成29年度助成実績報告 ・平成30年度ボランティア協力校助成審査（第1次応募11校） ・平成30年度福祉活動基金の運用基準（案）について	委員 5名
6月28日	定時評議員会（評議員の現員数40名） ・補欠役員の選任（理事2名選任決議） ・平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認（決議）	評議員 24名 理事 2名 監事 1名
7月3日	福祉後見サポートセンターかみす運営委員会（委員現員数6名） ・正副委員長の互選 ・福祉後見サポートセンターかみす運営の現状について	委員 6名
7月4日	ボランティアセンター運営委員会（委員現員数10名） ・正副委員長の互選 ・平成29度ボランティアセンター事業報告について ・平成30度ボランティアセンター事業計画について	委員 7名

2. 事務局職員の人事

(1) 新規採用

- ・採用理由 事務局職員の新規採用は平成29年度中に2名採用を計画していたが採用は1名にとどまっている。現状では生活困窮者自立支援事業や成年後見制度に関する事業など、増大する相談支援業務に従事する職員が不足しているため、新たにソーシャルワーカー採用に向けた募集を行った。（平成31年4月1日採用予定）
- ・採用方法 福祉の国家資格を持つ者（今年度取得予定の者を含む）を公募し、試験選考（筆記試験及び面接試験）を実施（募集人員：2名。応募者3名）
- ・試験実施 第1次試験 9月2日（日） 教養試験、論文試験、一般性格診断検査
第2次試験 10月21日（日） 面接試験（予定）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 平成30年度収支状況

自：平成30年4月1日 至：平成30年7月31日

事業区分・拠点区分(サービス区分)	30年度予算	収 支 状 況			備考
		収 入	支 出	翌月繰越	
社会福祉事業区分	236,523,000	128,633,782	76,618,178	52,015,604	
社協自主事業	110,474,000	79,949,220	39,100,451	40,848,769	
地域福祉推進事業	102,857,000	73,475,859	36,581,052	36,894,807	
精神保健福祉支援事業	6,046,000	5,328,363	2,137,400	3,190,963	
成年後見制度に関する事業	1,571,000	1,144,998	381,999	762,999	
受託事業	30,572,000	15,714,938	9,910,523	5,804,415	
日常生活自立支援事業	1,487,000	47,568	446,139	△ 398,571	※1
精神障害者デイケア事業	3,293,000	3,214,650	662,287	2,552,363	
ファミリーサポートセンター	4,122,000	2,061,000	1,399,897	661,103	
高齢者相談事業	3,308,000	1,250,000	1,195,681	54,319	
障害者相談支援事業	6,260,000	3,090,720	2,012,368	1,078,352	
生活困窮者自立支援事業	12,102,000	6,051,000	4,194,151	1,856,849	
障害者計画相談事業	2,035,000	1,063,658	701,847	361,811	※2
ホームヘルプサービス事業	8,118,000	3,203,396	3,070,424	132,972	※2
介護保険	3,312,000	1,216,001	1,166,004	49,997	
障害者総合支援	4,598,000	1,949,766	1,869,311	80,455	
軽度生活援助	153,000	32,909	31,542	1,367	
養育支援訪問事業	55,000	4,720	3,567	1,153	
障害者デイサービス事業	41,856,000	11,580,638	11,889,767	△ 309,129	※2
福祉作業所事業	34,003,000	12,466,918	9,892,250	2,574,668	※2
基金積立事業	2,617,000	952,363	552,916	399,447	
職員退職手当積立事業	6,848,000	3,702,651	1,500,000	2,202,651	
公益事業区分	33,840,000	16,834,443	11,375,819	5,458,624	
福祉用具貸与事業	650,000	239,943	0	239,943	
労働者派遣事業	33,190,000	16,594,500	11,375,819	5,218,681	
法人全体	270,363,000	145,468,225	87,993,997	57,474,228	

※1 受託金(茨城県社協)入金予定 平成31年3月

※2 7月末時点の未収金(介護報酬等)を含む

資金収支計算書

自 平成30年04月01日 至 平成30年07月31日

法人名：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

事業：法人全体

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 > 会費収入	16,674,000	10,891,000	5,783,000	
寄附金収入	4,451,000	539,693	3,911,307	
経常経費補助金収入	76,000,000	60,922,642	15,077,358	
受託金収入	30,937,000	15,773,360	15,163,640	
事業収入	36,750,000	17,548,191	19,201,809	
介護保険事業収入	3,201,000	1,208,620	1,992,380	
就労支援事業収入	1,676,000	432,837	1,243,163	
障害福祉サービス等事業収入	80,510,000	25,511,014	54,998,986	
受取利息配当金収入	81,000	34,000	47,000	
その他の収入	846,000	280,636	565,364	
事業活動収入計(1)	251,126,000	133,141,993	117,984,007	執行率 53%
< 支出 > 人件費支出	211,374,000	71,526,061	139,847,939	
事業費支出	18,687,000	6,902,682	11,784,318	
事務費支出	18,224,000	6,190,467	12,033,533	
就労支援事業支出	1,685,000	274,649	1,410,351	
受託事業等支出	168,000	0	168,000	
共同募金配分金事業費	160,000	19,938	140,062	
助成金支出	1,746,000	654,200	1,091,800	
事業活動支出計(2)	252,044,000	85,567,997	166,476,003	執行率 34%
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 918,000	47,573,996	△ 48,491,996	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 > 固定資産売却収入	2,000	0	2,000	
施設整備等収入計(4)	2,000	0	2,000	
< 支出 > 施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	2,000	0	2,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 > 基金積立資産取崩収入	2,000,000	0	2,000,000	
積立資産取崩収入	2,000,000	0	2,000,000	
事業区分間繰入金収入	2,448,000	730,000	1,718,000	
拠点区分間繰入金収入	8,742,000	1,696,000	7,046,000	
その他の活動収入計(7)	15,190,000	2,426,000	12,764,000	
< 支出 > 基金積立資産支出	1,000	0	1,000	
事業区分間繰入金支出	2,448,000	730,000	1,718,000	
拠点区分間繰入金支出	8,742,000	1,696,000	7,046,000	
その他の活動支出計(8)	11,191,000	2,426,000	8,765,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	3,999,000	0	3,999,000	
予備費支出(10)	7,128,000	0	7,128,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 4,045,000	47,573,996	△ 51,618,996	
前期末支払資金残高(12)	4,045,000	9,900,232	△ 5,855,232	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	57,474,228	△ 57,474,228	

報告第2号

経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）実施2年次の
進捗状況について

<提案理由>

本計画は平成29～31年度の3年間の実施計画として策定し、一部の項目については平成28年度から取り組みを開始しております。各項目に関し、平成30年7月末時点の進捗状況及び今後の実施スケジュールについて、別添資料のとおり報告いたします。

平成30年9月5日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

議案第1号

ホームヘルプサービス事業の今後のあり方について

<提案理由>

標記事業は、平成11年度から神栖町受託事業として開始し、現在は介護保険制度にもとづく訪問介護事業及び訪問型みなしサービス（神栖社協指定訪問介護事業所）、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業及び重度訪問介護事業並びに同行援護事業（ホームヘルプサービス神栖社協）、神栖市から受託している軽度生活援助事業及び養育支援訪問事業の運営を継続しております。

いずれの事業も、同じくホームヘルプサービスを提供する他事業者の動向に合わせ、本会の提供規模を変動させており、提供実績は平成16年度をピークに減少しています。現在は16年度の2割強となっており、本事業については神栖市内の社会資源が整った状況と考えられます。

本会在宅福祉サービス部門の組織的整理については、地域福祉活動計画及び発展・強化計画において実施項目の一つとなっており、本事業の今後のあり方について、ご審議いただきたく提案いたします。

平成30年 9月 5日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成30年 9月 5日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第2回 理事会

(議案第1号関係)

ホームヘルプサービス事業の今後のあり方に向けた提案

ホームヘルプサービス事業は、平成12年にスタートした介護保険制度の中で在宅福祉サービスの主要事業として位置づけられ、また社会福祉法施行と規制緩和により民間営利企業も実施できる状況となりました。しかし、当時の旧神栖町にどれだけの事業者が参入するかは不透明な状況でした。神栖社協は前年(平成11年度)から町受託事業としてヘルパー派遣を開始していたことと、「サービスを必要とする世帯のミニマムサービス確保」のため、介護保険事業所(訪問介護事業。障害者へのヘルパー派遣は14年度まで受託事業として継続)の指定を受けました。

事業開始から数年は、地域のホームヘルプサービス需要に対応するかたちで活動件数も伸びておりましたが、その後、高齢者福祉では介護保険制度の改正、障害者福祉では支援費制度から障害者自立支援法、障害者総合支援法が施行されるなど、関係法令が整備され、民間営利企業が参入しやすい環境がさらに整いました。社協も介護保険事業所に加え、平成15年から支援費制度(現在の障害者総合支援法)にもとづく障害福祉サービス事業所としての指定も受けましたが、旧波崎町との合併以後は、市内にホームヘルパー事業所が多数開設され、現在、本会を含め介護保険事業所が30カ所、障害福祉サービス事業所も22カ所が茨城県の指定を受けており(茨城県HPより。平成30年7月調査)、社協が担うべきミニマムサービスの範囲は縮小しています。

社協は、市民や民間法人からの会費と寄付金を財源の土台とし、更に市からの助成金によって支えられた組織である以上、市民や民間法人に対し常に中立公正であることが求められます。また、全ての事業の実施根拠を明確に説明できなければなりません。これまででも本事業のように、「ミニマムサービスを確保し市民の利益を守る」ことから、居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所、訪問入浴事業所を開設しましたが、いずれも市内に一定規模の事業者が確保された段階で、利用者の民間事業所利用を支援し終了してきました。

今日の神栖社協は、精神障害者の地域生活支援や発達障害児の早期療育支援事業、福祉後見サポートセンターの運営といった、民間営利企業では採算が合わないため手がけることができない事業や、市の事業で、より専門的対応を求められることから社協に委託された事業を中心としており、更にそれぞれの事業の充実・強化を当事者家族や市から強く求められる状況となっております。

以上のことから神栖社協のホームヘルプサービス事業については、①社会資源の確保がなされたこと、②本会が民間福祉事業者を応援する立場にいること、③「事業者である社協と社協の会員である他の事業者との関係」や「サービスを利用している地域住民と事業者である社協との関係」という二重の利益相反を無くすこと、④第4次地域福祉活動計画に基づき民間と肩を並べる取り組みを無くし少数者のニーズに応える事業を強化していくこと、を理由とし、本年度末の事業終了を目指すことが、会費・寄付金・助成金に支えられた社会福祉法人のあり方として適切であると考えます。

現在本事業所と契約いただいている24名の利用者様に対しては、平成30年度の残りの期間をかけて、利用者の不利益にならないよう順次民間事業所利用への移行を進めていきます。また、本事業に現在従事している訪問介護員5名については、いずれも長期に渡り本事業に貢献してくれた経験豊富なケアワーカーであり、本人の希望・意向を尊重して、社協他業務への配置転換等、可能な限り雇用継続のための努力を行います。

(文責：在宅福祉サービスセンター主査 相良 光浩)

本会のホームヘルプサービス事業への取り組み

年度	本会の活動方針と、ホームヘルプサービス事業の動き (年間訪問件数)	他の本会事業の動き (主に在宅福祉サービス)
11年度	町からホームヘルプサービス事業を受託 (高齢者、障害者) (5,307件)	(障)福祉作業所受託 (平成6年度～)
12年度	高齢者へのヘルパー派遣が介護保険制度へ移行 (事業所指定：神栖社協指定訪問介護事業所) 障害者へのヘルパー派遣は町からの受託事業として継続。 加えて町から「軽度生活援助事業(介護保険制度対象外の 方へのヘルパー派遣)」を受託	(介)居宅介護支援事業開始 (介)福祉用具貸与事業開始 (介、障)デイサービス受託
13年度	(6,802件)	
14年度	(6,880件)	
15年度	障害者へのヘルパー派遣が支援費制度へ移行 (障害児含む) (8,905件)	(介)訪問入浴事業開始
16年度	(10,954件)	(障)精神保健デイケア開始
17年度	「在宅福祉サービス部門の組織的整理」 (第二次地域福祉活動計画) (10,607件)	波崎町社協と合併
18年度	障害者へのヘルパー派遣が障害者自立支援制度へ移行 (事業所指定：ホームヘルプサービス神栖社協) (9,223件)	(介)福祉用具貸与事業終了 (介)訪問入浴事業終了 指定管理者制度へ移行(福祉作業所、デイサービス)
19年度	(6,300件)	
20年度	(5,824件)	
21年度	(4,685件)	
22年度	「中立公正な総合相談・福祉マネジメント活動を メインとした組織への変化」 (第三次地域福祉活動計画) (4,174件)	
23年度	(3,837件)	
24年度	(4,022件)	
25年度	障害者へのヘルパー派遣が障害者総合支援法へ移行 (事業所指定は継続) (3,764件)	(介)居宅介護支援事業終了 (介)高齢者デイサービス 終了
26年度	(4,409件)	(障)計画相談事業開始 労働者派遣事業開始
27年度	「サービスの提供からサービス利用支援へ」 (第四次地域福祉活動計画) (3,288件)	
28年度	(2,521件)	福祉後見サポートセンター開設
29年度	(2,424件)	生活困窮者自立支援 事業受託
30年度		福祉作業所、デイサービスの 次期指定管理者公募に参加しないことを決議

議案第2号

福祉車両貸出事業の運営形態変更について

<提案理由>

標記事業は、本会が公用車として保有する低床カー等の福祉車両を無料で貸し出す事業（利用者負担は燃料補充のみ）として平成12年度から継続しており、近年の実施状況は別紙の通りです。しかし、本会が保有する5台の福祉車両はいずれも取得から年数が経過し、故障等のリスクを考えると、一般市民への貸出事業用として使用し続けることは困難な状況となっています。一方、現在は市内外のレンタカー業者でも福祉車両を扱うところが複数存在し、本事業開始当初と比べると、車椅子使用者の移動に支えていける社会資源は整いつつあります。

従って、本事業の実施規定である「低床カー及びリフト付き車両貸出事業実施要項」を廃止し、本会保有車両を直接貸し出す形態を終了させ、今後、福祉車両利用希望者に対しては福祉車両を取り扱うレンタカー業者をご利用いただく方向へ変更したいと考えます。

ただし、現在無料で本事業をご利用いただいていた利用者にとっては、レンタカー料金という新たな費用負担が発生し、急な負担増により車椅子使用者に不利益な状況が発生することも考えられるため、当面の間、レンタカー料金の一部を本会が負担（助成）することで、利用者にとって無理のない移行を進めていきたいと考えています。

レンタカー料金助成の対象や、助成額については別添実施要項（案）としてまとめております。これまでの実施状況などもふまえ、本事業の今後の運営形態について、ご審議いただきたく提案いたします。

平成30年 9月 5日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成30年 9月 5日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第2回 理事会

福祉車両貸出事業の実施形態変更について

1. 現行の実施形態

- ・本会が保有する福祉車両（現在5台）を無償（燃料補充のみ）で最長3日間貸し出す
- ・貸出の対象者（低床カー及びリフト付き車輛貸出事業実施要項第3条）
 - （1）車椅子使用者及びその主たる介護者
 - （2）身体障害者(児)及び歩行困難な高齢者並びにその主たる介護者
 - （3）福祉活動を目的とした団体
 - （4）その他、会長が適当と認めた者

2. これまでの利用状況（用途別）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
通院	118	123	74	87	75
一時帰宅	70	5	2	8	6
行楽	16	14	7	8	4
入退院、入退所	1	0	8	2	1
その他	12	12	12	6	1
計	217	154	103	111	87

貸出用 トヨタ ウィッシュ（H16.06） 日産 セレナ（H19.10）
 車輛 日産 キューブ（H16.11） ホンダ フリード（H20.10）
 （年式） 日産 キューブ（H17.07）

3. 現行形態での課題

- ・社協には車の整備に関する専門家がおらず、安全運転管理の範囲を超える対応をとることができない。事故時の対応や補償にも限界がある。
- ・以前より、福祉車両を取り扱う民間のレンタカー業者が出現（平成30年8月現在で神栖市に3、鹿嶋市に1、銚子市に2）している。
- ・利用件数は平成25年度をピークに減少傾向にあるが、通院等で定期利用される方もおり、この貸出事業がなくなると不利益が生じてしまう（移動手段の消失。レンタカーを使用した場合でも経済的負担が増える等）。

4. 実施形態の変更（案）

- ・事業の対象者は「福祉活動を目的とした団体」を除き現行のままとするが、本会保有車輛を直接貸し出す形態を終了する。
 - ・利用希望者には、福祉車輛を取り扱う近隣のレンタカー業者の情報を提供する。
 - ・レンタカー料金の一部を社協が助成する。
- また、実施形態変更後は3年ごとに事業の見直しを行い、必要な改善を図る。

5. 変更した場合の年間経費（現行方式との比較）

（1）現行（貸出用車輛を現行規模の5台で維持）

車輛維持費 697,720 円（車検代、任意保険料を含めた年間平均維持経費）
 買換費用 1,261,543 円（使用10年として1年あたりの購入費用を分割）
 計 1,959,263 円 A

（2）変更案（レンタカー料金の一部を助成）

助成額：レンタカー料金の9/10を社協が助成する（100円未満切り上げ）

助成回数：最大で年間24回まで

年間経費の試算 29年度利用実績にあてはめた場合

「料金」は下表のレンタカー料金で試算

	件数	平均利用	料金	助成率	助成額	
小型乗用車	49	12時間以内	10,080	90%	445,900	
ミニバン	38	24時間以内	20,080	90%	687,800	
						1,133,700 円 B

（3）比較結果

A（現行） 1,959,263 円

B（変更案）1,133,700 円 買換費用まで見込む必要がないため経費圧縮が可能

<参考> レンタカー料金（トヨタレンタリースの場合）

車種	時間	レンタル料 (通常料金)	免責補償	計
軽自動車(タント)	6時間まで	5,500	1,080	6,580
	12時間まで	5,000	1,080	6,080
	24時間まで	6,500	1,080	7,580
小型乗用車 (シエンタ)	6時間まで	7,000	1,080	8,080
	12時間まで	9,000	1,080	10,080
	24時間まで	12,000	1,080	13,080
ミニバン(ノア)	6時間まで	13,000	1,080	14,080
	12時間まで	14,000	1,080	15,080
	24時間まで	19,000	1,080	20,080
大型ワンボックス (レジアスエース)	6時間まで	9,000	1,080	10,080
	12時間まで	11,500	1,080	12,580
	24時間まで	13,500	1,080	14,580

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉車両利用料助成事業要項（案）

（目的）

第1条 この事業は、神栖市内の身体障害者（児）及び高齢者で、車いすを使用しなければ外出できない者の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、福祉車両利用料金の一部を社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、本会という）が助成するものとする。

（利用対象者の範囲）

第2条 この事業を利用できる者は、神栖市に居住する者で、次の各号に該当する者とする。

- （1）車いす使用者
- （2）身体障害者（児）及び歩行困難な高齢者
- （3）その他、会長が適当と認めた者

（助成対象となる車両）

第3条 助成の対象となる車両は、神栖市及び神栖市に隣接する市町の自家用自動車有償貸渡業者（以下、貸渡業者という）が貸し出す、車いす乗降装置付きの普通自動車及び軽自動車とする。

（助成の申請）

第4条 本事業を利用するときは、事前に本会に福祉車両利用料金助成申請書（様式1）を提出し、本会の決定を受けなければならない。すでに助成決定されている者が次回の申請をする場合には、第8条に定める助成対象期間満了となる日の30日前から申請できるものとする。

（助成の決定）

第5条 本事業の利用申請が適切である場合、申請者に対し、福祉車両利用料金助成決定通知書（様式2）を交付する。

（福祉車両の利用）

第6条 福祉車両の利用にあたっては、利用者が事前に貸渡業者に利用予約し、貸渡業者の規約に従って利用しなければならない。

（助成額）

第7条 助成額は、福祉車両利用料金として貸渡業者に支払った額の10分の9（100円未満の端数は切り上げ）とし、なお、走行に必要な燃料や運行に必要な有料道路料、有料駐車料、利用予約取消料、その他の費用は助成対象に含まない。

（助成対象期間及び回数）

第8条 助成決定日の6か月後までを助成対象期間とし、助成対象期間内に利用のあった（1回の利用が複数日にわたる場合はその開始日を利用日とする）福祉車両利用料金を助成する。この期間内の助成回数の上限は12回とし、利用が複数日あった場合も1回と数える。

（助成金請求の期限）

第9条 この助成金は福祉車両利用日（1回の利用が複数日にわたる場合はその最終日）を含む180日以内に本会に福祉車両利用報告書並びに助成金請求書（様式3）にて請求するものとし、請求期限が過ぎた利用料金については助成しない。

附則

この要綱は、平成30年10月1日より施行する。

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（平成29年4月改訂）>

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（構 成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権 限）

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

（招 集）

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議 長）

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（決 議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

<低床カー及びリフト付き車輛貸出事業実施要項（平成20年4月改正）>

（目 的）

第1条 この事業は、神栖市内の身体障害者（児）及び高齢者で、車椅子を使用しなければ外出できない者の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため低床カー及びリフト付き車輛を貸し出しするものとする。

(事務局)

第2条 この事業の事務局は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会とする。

(利用対象者)

第3条 低床カー及びリフト付き車輛を利用できる者は神栖市内に居住する者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 車椅子使用者及びその主たる介護者
- (2) 身体障害者(児)及び歩行困難な高齢者並びにその主たる介護者
- (3) 福祉活動を目的とした団体
- (4) その他、会長が適当と認めた者

(貸出条件)

第4条 低床カー及びリフト付き車輛は次の各号に掲げる条件により貸し出しするものとする。

- (1) 利用者は、運転者、また、必要のある場合は介護者を付するものとする
- (2) 運転者が21歳未満の者には貸出ししない
- (3) 燃料や有料道路料、有料駐車料、その他の費用については利用者負担とすること
- (4) 宿泊を伴う貸出しについては、その都度事務局と協議すること
- (5) 貸出日数は土日祭日を含め最長3日間とする。また、12月29日から1月3日までの間は、貸し出ししない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、期間を延長できる
- (6) 保管場所を有する者

2 前項のほか、「低床カー・リフト付き車輛使用心得」を厳守すること

(手続き)

第5条 低床カー及びリフト付き車輛を利用しようとする者は、使用する日の1ヶ月前から3日前までに、低床カー・リフト付き車輛貸出許可申請書(様式第1号)を会長に提出し、低床カー・リフト付き車輛貸出許可書(様式第2号)により許可を得るものとする。

(使用報告)

第6条 低床カー及びリフト付き車輛の運転者は運転終了後、運転日報(様式第3号)により会長に報告するものとする。

(使用者及び運転者の義務)

第7条 低床カー及びリフト付き車輛の利用者は、常に交通法規を厳守し、違反行為のないよう努めるとともに、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 利用車輛を第三者に貸し出ししないこと
- (2) 万一、交通事故が発生した場合は、直ちに事務局に報告すること
- (3) 使用後は、車輛の内外を清掃し、燃料を補給して返却すること
- (4) その他使用するにあたり、事務局の指示に従うこと

(事故の補償)

第8条 使用中の事故の補償については、加入契約している自動車保険の補償範囲内において行う。ただし、運転者の責に帰する事故についてはこの限りではない。

2 加入保険の額の範囲を超えた補償が発生した場合、その額は運転者が負担する。